

高島市災害廃棄物処理計画【概要版】

基本的事項

計画の目的等

P1

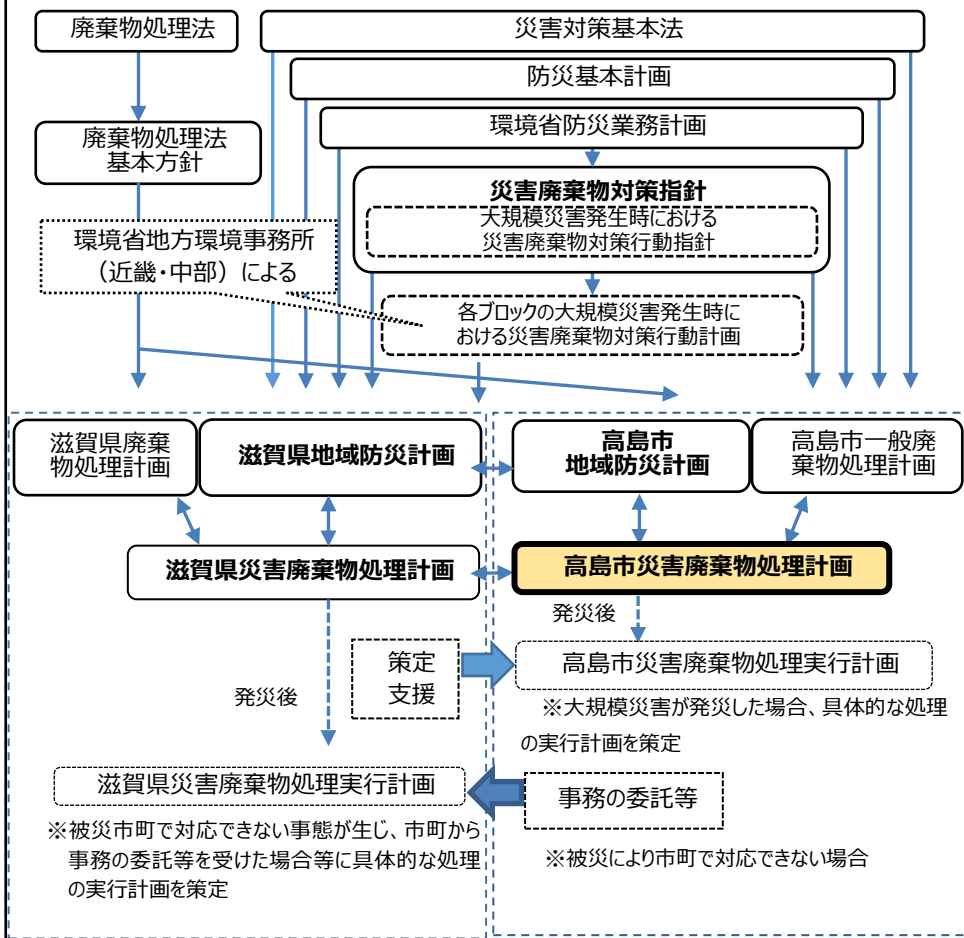
本計画は、災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うことで、住民の生活環境の保全および公衆衛生上の支障の防止を図るとともに早期の復興に資することを目的に策定する。

また、発災直後の混乱を最小限にとどめるため、災害廃棄物処理に係る基本的な方針のほか、平常時や発災後に必要となる対策や手順、役割等をあらかじめ想定する。

計画の位置づけ

P2

本計画は、廃棄物処理法基本方針や災害廃棄物対策指針等を踏まえるとともに、滋賀県災害廃棄物処理計画等の関連計画と整合性を図り、高島市地域防災計画を補完するものである。また、本市における災害廃棄物処理の基本的な考え方を示すものであり、本市で災害が発生した場合、本計画の内容に基づいて対応する。



対象とする災害

P7

対象とする災害は、本市の地域防災計画で対象としている地震、風水害および土砂災害とする。

災害廃棄物の処理期間

P18

3年以内で災害廃棄物処理完了を目指す。
(阪神・淡路大震災、東日本大震災の実績を踏まえて)

対象とする災害廃棄物

P7

対象	種類
地震、水害およびその他自然災害により発生する廃棄物	木くず、コンクリートがら、金属くず、可燃物、不燃物、腐敗性廃棄物、廃家電、廃自動車、廃船舶、有害廃棄物、土砂系混合物、その他処理困難物
被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物	生活ごみ、避難所ごみ、し尿

災害時の処理可能量

P10,13

【ごみ処理施設】

本市では、高島市環境センターでの焼却処理を平成30年2月に停止し、3月から県外の民間業者へ焼却処理を委託している。令和7年度からは新ごみ処理施設の稼働を予定している。

現在は、市内での焼却が可能な施設がないことから、県等の関係機関と連携し、広域処理に係る支援要請を行うほか、平時に焼却処分を委託する民間事業者等への協力依頼を検討する。

【し尿・浄化槽汚泥処理施設】

施設名	日処理能力	1日後収集		2日後収集		3日後収集		4日後収集	
		処理可能量	避難所し尿発生量	処理可能量	避難所し尿発生量(累計)	処理可能量	避難所し尿発生量(累計)	処理可能量	避難所し尿発生量(累計)
高島市MICセンター	し尿 8,630L/日 浄化槽汚泥 25.2kg/日	8,630 L/日	4,060 L/日	8,630 L/日	9,261 L/日	8,630 L/日	15,605 L/日	8,630 L/日	22,329 L/日

【出典】避難所し尿発生量…滋賀県災害廃棄物処理計画追加調査等最終業務報告書

災害廃棄物の発生量との推計

P8,10,12,13

1. 災害廃棄物【地震】

地震	木くず	コンクリートがら	金属くず	その他(残材)	合計
琵琶湖西岸断層帯地震	29,332t	36,858t	2,468t	39,511t	108,169t
	27.12%	34.07%	2.28%	36.53%	100%

【出典】滋賀県災害廃棄物処理計画基礎調査業務報告書

【水害】

琵琶湖／河川	床上浸水(世帯数)	床下浸水(世帯数)	災害廃棄物発生量(t)
琵琶湖	865	1,952	3,430
安曇川	4,951	1,330	18,870

【出典】滋賀県災害廃棄物処理計画基礎調査業務報告書

2. 避難所での発生量

【避難所ごみ等】

災害	避難者数(人)	避難所ごみ(t/日)	通常ごみ(t/日)
琵琶湖西岸断層帯地震	5,722	5.1	24.1

※避難者数が最大となる発生から1週間後で推計

【し尿】

地震	避難者数(人)	避難所し尿発生量(L/日)	仮設トイレ必要設置数(基)	避難所以外からのし尿発生量(L/日)
琵琶湖西岸断層帯地震	5,722	8,011	61	3,756

※避難者数が最大となる発生から1週間後で推計

仮置場必要面積

P14

地震	発生量	一次仮置場必要面積	二次仮置場必要面積
琵琶湖西岸断層帯地震	108,169 t	3.26ha	3.6ha

【出典】滋賀県災害廃棄物処理計画

種類	概要
一次仮置場	災害廃棄物を一時的に集積し、分別・保管を行う場所。重機により、後の再資源化や処理・処分を念頭に粗選別する。
二次仮置場	処理処分先・再資源化先に搬出するまでの中間処理が一次仮置場において完結しない場合に、さらに破碎・細選別・焼却等の中間処理を行うとともに、処理後物を一時的に集積保管するための場所。

災害廃棄物処理の基本的な考え方

P18

1. 早期の復旧・復興のための計画的な処理
早期の復旧・復興のため、原則として3年以内の処理完了を目指して、計画的な処理を行います。
2. 処理体制の確保および広域処理等の推進
災害廃棄物は、本市による処理体制の確保により、できる限り市内において処理を行うものとします。そのうえで、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理が困難な場合は、近隣市町、県、国や他都道府県等との連携による広域処理や民間廃棄物処理事業者による処理を行うものとします。
3. 災害廃棄物の再生利用および減量化
循環型社会形成推進の観点から、災害廃棄物の分別・選別等を徹底し、処理することで、可能な限り再生利用および減量化を行い、最終処分量の低減を図ります。
4. 災害廃棄物処理に係る連携・協力の推進
災害廃棄物処理を担う各主体がそれぞれの役割を果たし、連携するとともに、他府県や各種団体、災害ボランティア等の協力を得ながら、適正かつ迅速な処理を進めます。
5. 環境衛生に配慮した処理
災害廃棄物には、腐敗性のものが多く含まれていることから、周辺環境の悪化や感染症の発生・流行を予防するために、生活環境衛生の保全を最優先として対応します。
6. 安全作業の確保
災害時の収集・処理業務等は平時と異なる事態等の発生が想定されるため、作業の安全性の確保を図ります。

各主体とその役割（発災時）

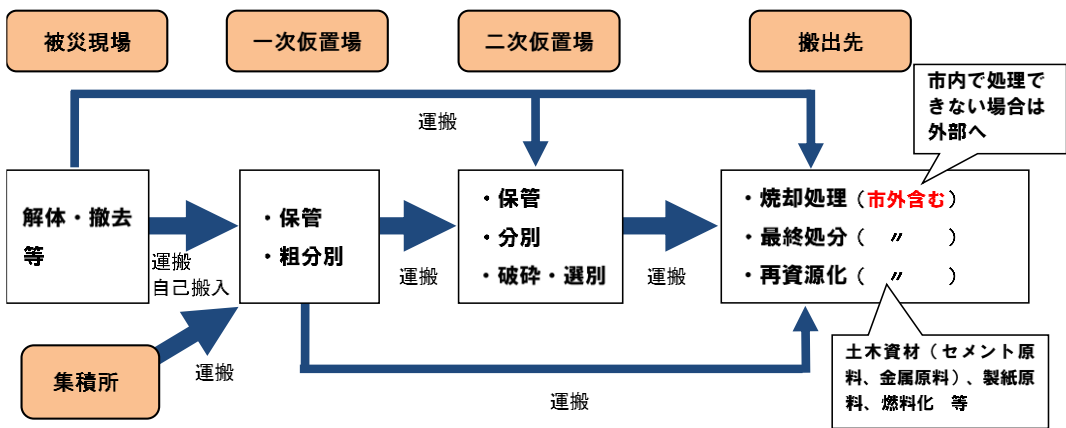
P19,20

- 高島市の役割
災害廃棄物は、一般廃棄物であることから、本市が主体となって処理を行います。
- 県の役割
適正かつ迅速に処理できるよう、支援ニーズを把握し、支援に関する調整や処理・処分に係る技術的支援、県域全体の処理業務の進捗管理を行います。
- 国の役割
大規模災害発生時には環境省地方環境事務所が要となり、被災地域の支援等を行い、全体の進捗管理を行います。
- 廃棄物処理業者の役割
協力協定の有無に関わらず、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理への協力に努めます。
- 事業者の役割
災害廃棄物の適正処理の協力に努めます。
- 住民の役割
定められた収集・分別方法に基づき適正に排出するなど、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理に協力します。

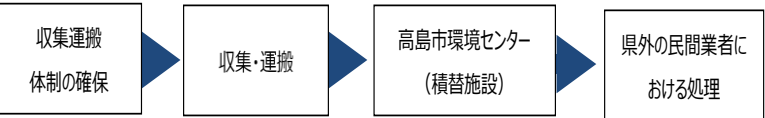
災害廃棄物処理の基本的な流れ

P21

1. 災害廃棄物の処理等
- ・災害廃棄物は、被災現場から一時仮置場へと運搬
 - ・一時仮置場は平常時のごみ分別区分で集積・保管
 - ・可能な限り再資源化を行う
 - ・可燃物、不燃物は市内外の焼却施設や最終処分場等で適正に処分



2. 生活ごみ、し尿等の処理
- 生活ごみ
- ・収集運搬体制を速やかに確保
 - ・被災地域および避難所のごみを収集
 - ・仮置場に搬入せず高島市環境センター（積替施設）から県外の民間業者へ運搬し、処理



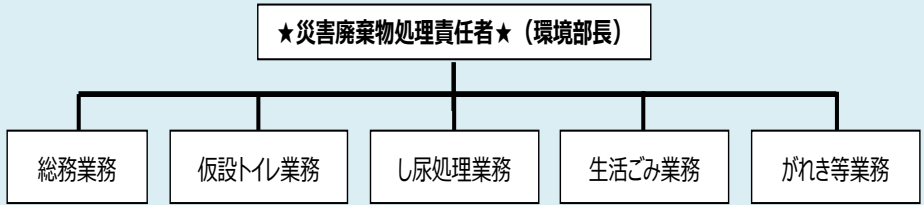
- し尿
- ・仮設トイレを確保、避難所に設置
 - ・収集運搬体制を確保
 - ・し尿等の収集を行い、高島市MICSセンターへ運搬、処理



災害廃棄物処理体制

P26

災害廃棄物処理体制（環境班を中心に対応）



災害廃棄物対策の時期と対応業務の概要

災害廃棄物対策の時期や処理の進捗状況を踏まえて災害廃棄物処理を行う。

災害対応段階	予防対策	初期期・応急対応段階	復旧・復興段階
時期区分	平常時	発災後数日間程度～発災後3か月程度まで	発災後3年程度まで
考え方	震災後の業務が円滑に進行できるよう、災害廃棄物対策に係る事前検討、事前調整等を行う。	初期期では、一般廃棄物処理施設等の被害状況把握、組織体制整備、し尿・生活ごみ等の処理体制を確保することが重要であり、応急対応段階からは、災害廃棄物処理の準備や処理に着手する段階となる。	災害廃棄物処理が本格化し、処理の進捗状況を踏まえて、組織体制や処理業務等を見直しつつ、広域処理の実施・調整等を行う。

個別対応業務の概要（1/2）																				
個別対応業務	予防対策		発災	初動期・応急対応段階	復旧・復興段階															
災害廃棄物処理の対応	連絡・組織体制および指揮命令系統 ・ 責任者、各担当の配置		P26	連絡・組織体制および指揮命令系統 ・ 指揮命令系統の確立 ・ 連絡体制の確立	P36	連絡・組織体制および指揮命令系統 ・ 組織体制の見直し	P36													
	廃棄物処理体制の整備等 ・ 処理施設、収集運搬業務継続のための調整（人員や備蓄資機材の確保など） ・ 災害時の収集運搬体制の検討 ・ 仮設トイレや必要な備蓄品等の確保 ・ ごみの保管、分別方法、収集運搬ルートの想定		P31	情報収集・連絡調整等 ・ 情報収集および情報提供 ・ 会議等を開催し情報集約および調整	P37	情報収集・連絡調整等 ・ 情報の更新、連絡調整	P37													
				災害廃棄物発生量・要処理量・処理可能量の把握 ・ 処理可能量の推計を行い関係機関と情報共有 ・ 避難所ごみおよび生活ごみ、し尿の発生量推計を行う	P38	災害廃棄物発生量・要処理量・処理可能量の把握 ・ 発生量、要処理量、処理可能量の見直し ・ 避難所ごみおよび生活ごみ、し尿の発生量の見直し	P38													
避難所ごみ生活ごみの処理	避難所ごみ・生活ごみに対する事前準備 ・ 発災時分別方法の事前周知		P40	収集運搬体制の構築等 ・ 収集運搬の方法、ルートや必要な資機材の確保 ・ 通行上支障がある災害廃棄物の撤去 ・ 収集運搬車両の燃料確保について関係機関と調整	P40,41	処理体制の移行 ・ 復旧復興状況に合わせて収集運搬ルートの見直し ・ 平常時の処理体制に順次移行	P40,41													
				生活ごみ処理体制の構築 ・ 生活環境および公衆衛生の悪化防止の対応（殺虫剤や消石灰の散布等）		<table><tr><th colspan="2">検討事項</th></tr><tr><td>運搬する災害廃棄物の優先順位</td><td>・有害廃棄物、危険物、着火剤、腐敗性廃棄物（夏季）</td></tr><tr><td>運搬方法</td><td>・道路などの被災状況により運搬方法（車両、鉄道、船舶）を決定</td></tr><tr><td>運搬ルート・運搬時間</td><td>・生活環境への影響や交通渋滞発生防止等の観点から運搬ルートを設定 ・運搬時間についても検討</td></tr><tr><td>必要資機材（重機・収集運搬車両など）</td><td>・重量のある廃棄物が発生する場合は、積込み・積降ろしに重機が必要 ・収集運搬車両には平積みダンプ等を使用</td></tr><tr><td>連絡体制・方法</td><td>・収集運搬車両に無線等を設置するなど連絡体制の確保</td></tr><tr><td>住民への周知</td><td>・運搬ルートや運搬時間等を住民に周知。</td></tr></table>	検討事項		運搬する災害廃棄物の優先順位	・有害廃棄物、危険物、着火剤、腐敗性廃棄物（夏季）	運搬方法	・道路などの被災状況により運搬方法（車両、鉄道、船舶）を決定	運搬ルート・運搬時間	・生活環境への影響や交通渋滞発生防止等の観点から運搬ルートを設定 ・運搬時間についても検討	必要資機材（重機・収集運搬車両など）	・重量のある廃棄物が発生する場合は、積込み・積降ろしに重機が必要 ・収集運搬車両には平積みダンプ等を使用	連絡体制・方法	・収集運搬車両に無線等を設置するなど連絡体制の確保	住民への周知	・運搬ルートや運搬時間等を住民に周知。
検討事項																				
運搬する災害廃棄物の優先順位	・有害廃棄物、危険物、着火剤、腐敗性廃棄物（夏季）																			
運搬方法	・道路などの被災状況により運搬方法（車両、鉄道、船舶）を決定																			
運搬ルート・運搬時間	・生活環境への影響や交通渋滞発生防止等の観点から運搬ルートを設定 ・運搬時間についても検討																			
必要資機材（重機・収集運搬車両など）	・重量のある廃棄物が発生する場合は、積込み・積降ろしに重機が必要 ・収集運搬車両には平積みダンプ等を使用																			
連絡体制・方法	・収集運搬車両に無線等を設置するなど連絡体制の確保																			
住民への周知	・運搬ルートや運搬時間等を住民に周知。																			
仮設トイレ等し尿処理	仮設トイレ ・ 仮設トイレ等の備蓄		P42	仮設トイレ等の設置等 ・ 避難者数を踏まえて仮設トイレを確保および設置 ・ 設置状況および使用方法等を住民に情報提供	P42	仮設トイレの撤去等 ・ 避難所閉鎖、下水道復旧などの状況に応じ撤去 ・ 関係機関と情報を共有	P42													
	仮設トイレ等備蓄数 <table><tr><th>仮設トイレ</th><th>簡易トイレ</th><th>組立トイレ</th><th>ペール缶トイレ</th><th>その他備蓄</th></tr><tr><td>18</td><td>586</td><td>110</td><td>211</td><td>トイレットペーパー 消臭・芳香剤 除菌クリーナー</td></tr></table>		仮設トイレ	簡易トイレ	組立トイレ	ペール缶トイレ	その他備蓄	18	586	110	211	トイレットペーパー 消臭・芳香剤 除菌クリーナー		し尿処理体制の構築 ・ 発災後基本的に3日以内にし尿処理開始 ・ 収集運搬体制や収集ルート等の検討 ・ 必要に応じて支援要請		し尿の収集、処理体制の見直し ・ 平常時の処理体制へ移行 ・ 関係機関と情報の共有				
仮設トイレ	簡易トイレ	組立トイレ	ペール缶トイレ	その他備蓄																
18	586	110	211	トイレットペーパー 消臭・芳香剤 除菌クリーナー																
災害廃棄物処理実行計画	実行計画策定の準備			実行計画の策定 ・ 被災状況、処理可能量を踏まえて、処理期間、処理方法、災害廃棄物発生量推計を定める。	P47	実行計画の策定 ・ 処理進捗状況の確認、発生量推計の見直し ・ 仮置場状況、処理状況、組織体制の見直しを反映	P47													

個別対応業務の概要（2/2）			
個別対応業務	予防対策	被災	初動期・応急対応段階
仮置場	仮置場候補地の選定 ・環境保全に支障のない市有地をあらかじめ選定 P27	仮置場の選定 ・利用可能な一時仮置場の決定 ・場内ルート、区画等の設定 P39 仮置場の設置・留意事項 ・搬入ルートや時間帯等について周辺住民に周知 ・土壌汚染対策の実施（供用前土壌現況調査） ・搬入口での搬入物および搬入許可証などの確認体制 ・場内での指示体制の確立	仮置場の返却 ・仮置場の原状回復 ・仮設焼却炉を設置した場合は、ダイオキシン類飛散防止のうえ撤去 P39
一般廃棄物処理施設等への対策	施設整備 ・各施設の処理能力、受入条件の把握 P27	安全確認 ・施設および運搬ルートの被害内容と安全性の確認 P39 補修等 ・施設被害等に対する復旧	復旧・復興対策 ・一般廃棄物処理施設等の復旧に係る国庫補助の活用 P39
最終処分	施設整備	最終処分の検討 ・一時保管場所としての利用を検討 ・経済的な手法、方法で運搬できる最終処分場のリストを作成 P43	
環境対策、モニタリング	環境対策 ・環境モニタリングが必要な環境項目について把握 P57	環境モニタリング ・環境モニタリングの実施 ・住民への情報提供 ・腐敗性廃棄物の優先処理 P57	環境モニタリング ・環境モニタリングの継続 P57
路上廃棄物の除去、損壊家屋等の解体撤去	県および関連部局と連携した組織体制 ・路上廃棄物除去の託割分担の検討 ・県、関係部局連絡窓口の確認 P49	路上廃棄物の除去等 ・通行上の支障のある廃棄物の撤去 P49 倒壊家屋等の解体撤去 ・倒壊の危険のある建物の解体について公費負担制度について国と協議	石綿の飛散防止 ・石綿の使用が確認された建物を解体する場合の石綿除去と、適正処分 ・大気汚染防止法および石綿障害予防規則等に従い、関係機関と調整して必要な手続き実施 P49
協力・支援体制 広域的な処理・処分	受援・支援体制 ・平常時から県、県内市町、廃棄物団体と情報交換 ・協力協定に基づく支援、受援体制の構築 ・県を通じて他自治体への受援、支援体制の要請（滋賀県産業資源循環協会と県との協定による） P32	支援要請 ・市内で処理が困難である場合、支援要請を行う ・本市の状況について、関係機関と適宜情報を共有 P45 事務の委託 ・地方自治法に基づいて県に事務の委託、広域処理を検討 本市で可能な範囲まで災害廃棄物処理業務を行うこととしたうえで、事務の委託または事務の代替執行について、県へ実施を求める。その際は、業務範囲、経費負担等の規約作成等の必要な手続きを速やかに求める。 P46	支援要請 ・進捗状況や発生量の見直し等を踏まえ必要であれば追加の支援要請を行う P45
啓発・広報	啓発等の実施 ・平常時から災害廃棄物の発生抑制に係る情報提供を行う ・平常時から災害廃棄物発生抑制の啓発を行う ・仮置場への搬入に際しての分別方法の周知 P31	住民への啓発等の実施 ・災害廃棄物の収集、分別方法 ・仮置場の設置場所、運用ルール ・不適正処理防止 ・市町相談窓口 ・有害廃棄物への対応 ・災害ボランティアに関する情報等 P44	啓発・広報 ・災害応急対応時に引き続き、被災者に対し啓発、広報の実施